平成２５年（フ）第８７号
長野県諏訪市沖田町１丁目147番地２　サンコーポ藤201号
債務者　濵　　勇人
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪　雅顕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前９時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第７９号
長崎県長崎市目覚町24番16号　松木アパート
債務者　立石美矢浩
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永岡亜也子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
神奈川県横須賀市太田和１丁目11番16号
債務者　秋本　康臣
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田沢　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５６９号
静岡市葵区瀬名４丁目９番90号　シャローム小山Ａ201号、旧住所静岡市清水区長崎新田267番地の４
債務者　山崎　　馨
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪部史人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１５３号
山口県下関市宝町34番５―103号　市営宝住宅５
債務者　石村　諭志
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
大分市萩原３丁目12番37号　ヴァローレ萩原105号室、申立時の住所大分市大字佐賀関2278番地
債務者　渡邉　満子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４０２号
大分市大字寒田14番地の１
債務者　大西　順子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２号
北海道余市郡余市町港町93番地２　平山アパートＡ号
債務者　菊地　美奈（旧姓田所）
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１１６号
北海道小樽市稲穂３丁目17番２号　三ツ和コーポ３号室
債務者　木村　幸子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１１７号
北海道小樽市稲穂３丁目17番２号　三ツ和コーポ３号室
債務者　木村　美保
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２３号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1399番地１　イーストガーデンＢ203
債務者　飯田　範賢
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第２４号
栃木県真岡市田町1790番地３
債務者　鈴木　守雅
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第２５号
栃木県真岡市荒町２丁目６番地６　五料ハイツ102号
債務者　一木　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第７６１号
千葉県八千代市大和田新田59番地92　メゾン曙Ｂ号棟
債務者　黒田　浩康
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８８６号
千葉県市原市五所1759番地１　県営住宅３棟503号
債務者　上原さとみ
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９０２号
千葉県八千代市大和田新田184番地22　ルピナスＢ棟202号
債務者　神井　隆行
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５１号
千葉県館山市高井881番地の８、住民票上の住所千葉県館山市沼852番地の24
債務者　岩瀬　貞一
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
千葉地方裁判所館山支部